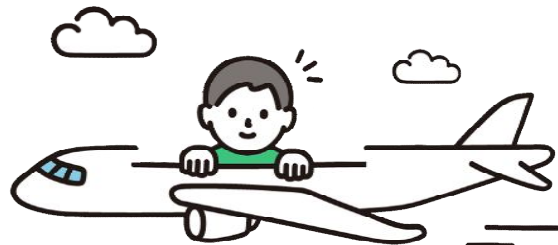


👤 未成年者の単独 または 片方の親のみ同行の海外渡航時に条件のある国

【ヨーロッパ】			
アイスランド	オランダ	デンマーク	ベルギー
アルメニア	ギリシャ	ドイツ	ポルトガル
イギリス	スイス	ノルウェー	ラトビア
イタリア	スペイン	ハンガリー	ルクセンブルク
エストニア	スロベニア	フィンランド	ルーマニア
オーストリア	セルビア	フランス	



未成年の方が単独または片方の親とともに無査証で渡航する場合、渡航先や経由地によって、同意書等の携行を求められる場合がございます。該当される方は、ご自身で関係機関にお問い合わせいただき、必要に応じて書類等のご準備をお願いします。※未成年の年齢定義は国により異なります



- 未成年の方が単独または片方の親と共に無査証で渡航する場合、英文同意書の携行などの条件のある国の一覧です
(日本を出入国する際には、渡航同意書を提示する必要はありません)
- 下記は各国大使館等の情報(2022年3月1日現在)に基づき作成しておりますが、予告なく変更される場合がありますのでご了承ください
※同意書を携行するかどうかはお客さまご自身でご判断いただくようお願いいたします
※同意書は入国審査時に入国審査官の求めに応じて提示するもので、審査官によっては提示を求めない場合もあります
入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます
- 未成年の対象年齢や作成方法は国により異なります
お客様の状況により同意書要否や作成方法が異なる場合もありますので、具体的なケースについては直接関係機関へお問い合わせください
- シェンゲン協定加盟国(欧州)など複数国を周遊する場合は、入国審査を受ける国の条件をご確認ください
(例)シェンゲン協定加盟国を訪問する場合、**最初に訪問する加盟国**で入国審査を受けます
【シェンゲン協定加盟国: 2022年6月現在 計26か国】
アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク
- 同意書の作成や認証を大使館に依頼する場合や関係機関での認証手続きには、時間を要する場合がございます
同意書を携行される場合は、時間に十分な余裕を持ってご準備下さい
- 弊社での代行は行っておりません 詳細につきましては、お客様ご自身で直接、関係機関にお問い合わせください

📄 同意書 参考様式ダウンロード [\[PDF形式はこちら\]](#) [\[EXCEL形式はこちら\]](#)

■ 外務省アポストリーユ証明とは？
外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明です
(付箋による証明) 外務省領事局領事サービスセンターにて手続き
詳細は外務省ホームページでご確認ください。
【外務省HP】 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>

○=要
△=場合により要
×=不要

(五十音順)

2022年6月6日現在

国名	大使館 ホームページ	対象年齢	同意書要否		同意書 様式	戸籍謄本各種認証 要否				必要な実費など	必要書類の例 (詳細は必ずご自身で各大使館へご確認ください)
			単独 渡航	片方 の親 同伴		戸籍謄本 (要翻訳)	大使館 認証	公証人 認証	外務省 アポステイコ 証明		
アイスランド	🏠	18歳未満	○	○	参考様式	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 両親または同行しない親からの英文渡航同意書(様式自由)
アメリカ(ハ ワイ・グアム 含む)	🏠	18歳未満	○	○	参考様式	△	×	×	×	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 米国国土安全保障省税関・国境警備局(CBP)では、親の「渡航同意書(英文)」を持参することを強く推奨しています 1) 両親または同行しない親からの英文渡航同意書(様式自由) ※親と子が別姓の場合、同行しない親が死別・離婚によりサインがない場合は、家族構成がわかる公的書類(戸籍謄本(英文))が 別途必要です ※同行しない親が海外赴任・入院その他の理由によりサインがない場合は、理由を証明する書類(勤務先の証明書、入院申込書(英文))が 別途必要です ※公的書類は英訳を必要としますが、日本語原本のコピーに単語などを直接記載したり、原本にご自身で英訳した書面を添付したのもでも可能です ※グアムについてはグアム政府観光局ホームページ情報をご確認ください 【グアム政府観光局WebサイトFAQ】 https://www.visitguam.jp/planning/question/
アラブ首長国 連邦	🏠	18歳未満	△	○	参考様式	×	×	都度 確認	都度 確認	都度 確認	■下記に該当する18歳未満の方(参考:在ドバイ日本総領事館HP) ①同一の姓ではない親または後見人と渡航する場合 1) 出生証明書の写しなど、当該人物との関係を示す書類が必要 ②家族以外の18歳以上の方と渡航する場合 1) 両親の署名がある出生証明書の写しもしくは署名のある宣誓供述書の写しが必要 ③単独で渡航する場合 1) 航空会社に「Unaccompanied Minor」として登録が必要 ※UAE入国時における18歳未満の者に対する措置について 【在ドバイ日本総領事館HP】 https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/20180620.pdf
アルメニア	🏠	18歳未満	○	○	参考様式	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 両親または同行しない親からの英文渡航同意書(様式自由)
イギリス	🏠	18歳未満	○	○	参考様式	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 両親または同行しない親からの英文渡航同意書(様式自由) 同意書の記載内容は下記の通り 1. 未成年の滞在先・滞在予定 2. 両親の連絡先(電話番号を必ず記載) 3. 同行者の情報(修学旅行の場合は、教師の名前等を記載) 「○○(同行者)と一緒に渡航することを認めている」という旨を記載する 4. 同行しない親のサイン ※死別や離婚等で片方の親しかサインができない場合、サインができない親のサイン欄に、サインができない理由を記入する 例: 死別 (dead), 離婚 (divorced) 等 5. 日付 ※戸籍謄本(英訳付き)の持参は不要です

○=要
△=場合により要
×=不要

(五十音順)

国名	大使館 ホームページ	対象年齢	同意書要否		同意書 様式	戸籍謄本各種認証 要否				必要な実費など	必要書類の例 (詳細は必ずご自身で各大使館へご確認ください)
			単独 渡航	片方の 親同伴		戸籍謄本 (要翻訳)	大使館 認証	公証人 認証	外務省 アポステイユ 証明		
イタリア	🏠	イタリア国籍 =15歳未満 イタリア国籍 以外=18歳 未満	○	○	指定 (大使館HP)	△	△	△	○	認証料金(公証役 場:11,500円 外務 省:無料)、戸籍 謄本の翻訳代	■イタリア国籍の15歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 ※入国時に渡航同意書の提示を求められる場合があるため、持参が必要です <作成手順:公証役場で手続きする場合> 1) 渡航同意書(指定フォーム)を作成します(この時点ではサインの記入は不要です) 親のIDENTITY NO.はパスポート番号を記入下さい パスポートを所持していない場合、運転免許証の番号(外国籍の場合は在留カード等の番号)を記入下さい 2) 両親または一緒に渡航しない親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます その後、地方法務局・外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます(地方法務局:法務局長認証、外務省:アポステイユ証明) ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポステイユ証明をまとめて受けられます 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせ下さい。(東京・神奈川・大阪の公証役場は一括認証対応可能) ※姓が異なる場合や親がサインできない場合等、親子関係や親権の証明が必要な場合は、戸籍謄本等が必要で 戸籍謄本は、オリジナルに外務省のアポステイユ証明を受け、その後イタリア語翻訳をしたものが必要です 翻訳は大使館指定翻訳者が行い、大使館の翻訳認証を受ける必要があります(有料) <作成手順:大使館・領事館で手続きする場合> イタリア国籍に限り、大使館・領事館での認証手続きが可能です。 詳細は渡航者本人から直接、大使館・領事館へ問合せ下さい。 ■イタリア国籍以外の外国籍(日本国籍を含む)18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 渡航同意書の持参は原則不要です。 ただし、大使館では親権訴訟中に発生する片方の親による子供の奪取や、国際的な子の連れ去り等を防ぐため、 渡航同意書(指定フォーム、公証役場での認証推奨。大使館での認証は不可)と親の旅券コピー(親のサイン証明のための)持参を推奨しています
エストニア	🏠	18歳未満	○	△	参考様式 (大使館HP)	○	○	○	○	認証料金(公証役 場:11,500円 外務 省:無料)、戸籍 謄本の翻訳代	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 親からの英文同意書(様式自由)(入国時に提示を求められる場合があります) 2) 戸籍謄本(英訳付き)が必要 ※同意書と英訳には、公証役場での認証、外務省アポステイユ認証、同意書には大使館認証が必要です ※片方の親が同伴する場合は持参が望ましいとされています
オーストリア	🏠	18歳未満	○	×	参考様式	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が単独で渡航する場合 ※両親からの渡航同意書の持参が望ましいとされています(入国時に提示を求められる場合があります) 1) 両親からの渡航同意書(様式自由 英語またはドイツ語) 同意書の記載内容は下記の通り 1. 渡航者の氏名、生年月日および宿泊先情報(宿泊先名称、住所、電話番号) 2. 両親の氏名、生年月日、住所、電話番号および渡航に同意している旨の記載
オランダ	🏠	18歳未満	○	○	指定 (政府HP)	△	×	×	×	戸籍謄本の翻訳 代	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 ※下記、書類の提示を求められる場合があるため、持参が望ましい (同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もあります) 1) 両親または同行しない親からの英文同意書(指定様式) 2) 両親または同行しない親の旅券コピー 3) 戸籍謄本(英訳) ※両親が旅券を持っていない場合や、離別・死亡等でサインができない場合は、 両親(親権者)の同意書と一緒に戸籍謄本(翻訳会社に英訳し、翻訳者のサインを記入)を持参する
カザフスタン	🏠	17歳未満	○	○	参考様式	○	×	×	○	認証料金(公証役 場:11,500円 外務 省:無料)	■17歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 ※書面の提示は入・出国時の審査官の判断によります 1) 渡航同意書(様式自由 英語、公証役場での認証および外務省のアポステイユ認証要) 2) 戸籍謄本(英訳/個人による翻訳可)

○=要
 △=場合により要
 ×=不要

(五十音順)

国名	大使館 ホームページ	対象年齢	同意書要否		同意書 様式	戸籍謄本各種認証 要否				必要な実費など	必要書類の例 (詳細は必ずご自身で各大使館へご確認ください)
			単独 渡航	片方 の親同伴		戸籍謄本 (要翻訳)	大使館 認証	公証人 認証	外務省 アポステイユ 証明		
カナダ	🏠	18歳未満	○	○	指定 (政府HP)	△	×	×	×	戸籍謄本の翻訳代	■18歳未満の方が単独で渡航する場合 1) 親権者(保護者)からの同意書(英語またはフランス語) 2) 出生証明書または戸籍謄本(抄本) 3) 両親または法定後見人のサイン入り旅券または公的身分証明書のコピー ■18歳未満の方が片方の親のみ同伴で渡航する場合 1) 同行しない親からの渡航同意書(英語またはフランス語) 2) 出生証明書または戸籍謄本(抄本) 3) 同行しない親のサイン入り旅券または公的身分証明書のコピー ※両親の離婚・死別などの理由で同行しない親からの同意書が提出できない場合、戸籍謄本オリジナルと英訳 ※両親が離婚している場合でも、入国時のトラブルを避けるため、両親の署名があることが望ましい ※修学旅行や研修旅行などの団体旅行の場合も同意書が必要
ギリシャ	🏠	18歳未満	○	○	参考様式	○	○	○	×	認証料金(公証役場:11,500円 外務省:無料)、戸籍謄本の翻訳代	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 ※下記、書類の持参が望ましい。詳細は大使館へ直接お問い合わせください 1) 両親または同行しない親の署名した英文同意書(公証役場または大使館での認証が必要です) 2) 両親または同行しない親の旅券のコピー 3) 戸籍謄本(英訳) ※両親が旅券を持っていない場合は、親(親権者)の同意書と一緒に戸籍謄本(大使館指定の翻訳会社による英訳にされたものに大使館認証が必要)が必要です
キルギス	🏠	16歳未満	△	△	参考様式	×	×	○	○	認証料金(公証役場:11,500円 外務省:無料)、戸籍謄本の翻訳代	■16歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 英文渡航同意書(様式自由、公証役場での認証および外務省のアポステイユ認証要) ※大使館では「片方の親同伴または姓の異なる親同伴で渡航する場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています 入国時の係官の判断により提示を求められる場合があります
スイス	🏠	18歳未満	○	×	参考様式	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が単独で渡航する場合 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独渡航をする場合は、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています

○=要
 △=場合により要
 ×=不要

(五十音順)

国名	大使館 ホームページ	対象年齢	同意書要否		同意書 様式	戸籍謄本各種認証 要否				必要な実費など	必要書類の例 (詳細は必ずご自身で各大使館へご確認ください)
			単独 渡航	片方の 親同伴		戸籍謄本 (要翻訳)	大使館 認証	公証人 認証	外務省 アポステイコ 証明		
スペイン	🏠	18歳未満	○	△ ※右記参照	公証役場での作成指定書式<A>	X	X	○	○	認証料金(公証役場:11,500円 外務省:無料)	■18歳未満の方が単独で渡航する場合【本人・両親ともに日本国籍の場合】 1) 両親からの渡航同意書の持参が望ましい(渡航について説明ができるよう備えてください) 同意書は公証役場で作成します ※片方の親が同伴する場合は、同意書の持参は不要です ■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合【本人・両親のいずれかが日本国籍以外の場合】 1) 両親または同行しない親からの渡航同意書が必要です 公証役場で作成します スペイン国籍の家族の場合は、大使館にて手続きが可能です <作成手順:公証役場で作成する場合(有料)> 1. 両親の渡航同意書(指定フォームA)を記入する(サイン以外の部分のみ) ▼両親の渡航同意書<A>の記入上の注意 ①「旅行日程」はスペインの滞在期間を記入します ②「スペインに滞在中の未成年者の責任者名」と「責任者の身分証明書番号」は、片方の親同伴の場合は記入不要です 観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します 2. 同行しない親が公証役場に向き、公証人の面前でサインをし、公証人の認証を受けます 3. 地方法務局に向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受けます 4. 外務省でアポステイコ認証を受けます (注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証およびアポステイコ認証を受けられます 詳細は、最寄りの公証役場にお問合せください。(東京・神奈川・大阪の公証役場は一括認証対応可能です) <作成手順:大使館で作成する場合(有料)>【スペイン国籍の家族の場合のみ】 1. 公正証書・作成用データ記入用紙(指定フォームB)、親のパスポートのコピー1部、 戸籍謄本オリジナルおよびコピー1部を大使館へ提出します ※親のパスポートがない場合、パスポートを作成する ※戸籍謄本は外務省のアポステイコ認証を取り付ける ▼公正証書・作成用データ記入用紙(指定フォームB)の記入上の注意 ①「スペインに所属する学校名・施設名」は留学目的の場合のみ記入します その他の目的の場合、記入不要です ②「スペインにおける法定代理人」は片方の親同伴の場合、記入不要です 観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します 2. 大使館が同意書を作成します(数日かかります) 3. 大使館より連絡が入ったら予約を取り、同行しない親が大使館へ出頭し、領事の面前で署名します 同意書はその場で受け取ります
					大使館での作成指定書式	○ (翻訳不要)	○	X	○(戸籍謄本への認証)	約1,000円	
スロベニア	🏠	18歳未満	△	X	参考様式	X	X	X	X	不要	■18歳未満の方が単独で渡航する場合 大使館では「18歳未満の未成年が単独で渡航する場合、入国時に親からの渡航同意書(自由形式)が求められる場合がある」と案内しています
セルビア	🏠	18歳未満	△	△	参考様式	△	X	X	X	認証料金(公証役場:11,500円 外務省:無料)	セルビア入国時は必要ありませんが、航空会社や経由国によっては必要となる可能性があります ■18歳未満の方が単独で渡航する場合 1) 両親からの渡航同意書の携帯を推奨します 1. 両親の氏名、サイン、捺印、同意する旨の文 2. 未成年の氏名、旅券番号、渡航先住所、渡航期間 ■18歳未満の方が片方の親のみ同伴で渡航する場合 1) 両親または同行しない親からの渡航同意書の携帯を推奨します 1. 同伴しない親の氏名、サイン、捺印、同意する旨の文 2. 未成年の氏名、旅券番号、渡航先住所、渡航期間 ※死別などで作成できない場合は、法定代理人が作成します ※公証人役場で認証手続きをしてください
デンマーク	🏠	18歳未満	△	△	参考様式	X	X	X	X	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独または片方の親同伴で渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています

○=要
 △=場合により要
 ×=不要

(五十音順)

国名	大使館 ホームページ	対象年齢	同意書要否		同意書 様式	戸籍謄本各種認証 要否				必要な実費など	必要書類の例 (詳細は必ずご自身で各大使館へご確認ください)
			単独 渡航	片方の 親同伴		戸籍謄本 (要翻訳)	大使館 認証	公証人 認証	外務省 アポステイユ 証明		
ドイツ	🏠	18歳未満	△	△	<u>参考書式 (大使館)</u>	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 大使館では、下記書類の携行を推奨しています (必須書類ではありませんが、親権者が子の渡航に同意している旨を明らかにするものであり、子どもの奪取や親権者からの不当な引き離しを防止する国境警察の業務を円滑に行い、未成年のドイツ入国をスムーズにするため、持参が推奨されるものです) 1) 両親または同行しない親による渡航同意書(様式自由) 2) 両親または同行しない親の旅券のコピー
ノルウェー	🏠	18歳未満	△	△	<u>参考様式</u>	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独または片方の親同伴で渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています
ハイチ	無し	18歳未満	○	○	<u>参考様式</u>	○	×	×	×	不要	■18歳未満の方が姓の異なる片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 英文渡航同意書(様式自由) 2) 戸籍謄本とその英訳 ※書類の提示は係官の判断により求められる場合があります。
パラオ	🏠	19歳未満	○	×	<u>参考様式</u>	○	×	×	×	不要	■19歳未満の方が単独で渡航する場合 1) 英文渡航同意書(様式自由) 2) 戸籍謄本とその英訳 ※同意書は入・出国時、係官の判断により提示を求められる場合があります ※親子関係を証明する書類は、出生証明書でも可
ハンガリー	🏠	18歳未満	○	○	<u>参考様式</u>	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 英文渡航同意書(様式自由) 2) 親の旅券のコピー 3) 短期滞在の場合: 帰りの航空券 ※書類の提示は係官の判断により求められる場合があります
フィジー	🏠	18歳未満	○	○	<u>参考様式</u>	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が姓の異なる片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 英文渡航同意書(様式自由)
フィリピン	🏠	15歳未満	○	×	<u>指定 (大使館HP)</u>	△	○	×	×	大使館へご確認ください	■15歳未満の方が単独または親の付き添いなしで渡航する場合 1) WEG (Waiver of Exclusion Ground)の事前申請が必要です ※渡航前に大使館へ同意宣誓供述書の認証を申請してください 【フィリピン大使館】 https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/notarial-services/waiver-of-exclusion-ground-weg/
フィンランド	🏠	18歳未満	△	△	<u>参考様式</u>	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独または片方の親同伴で渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています
フランス	🏠	18歳未満	△	△	<u>参考様式</u>	×	×	×	×	不要	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独または片方の親同伴で渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています
ベトナム	🏠	14歳未満	単独 渡航 不可	○	<u>参考様式</u>	×	○	○	○	認証料金(公証役場:11,500円 外務省:無料)	■14歳未満の方が保護者から委任を受けた同伴者と渡航する場合(単独渡航は不可) 1) 保護者(父・母のどちらか)の渡航同意書(様式自由、公証役場での認証および外務省のアポステイユ認証要) ※同意書は、公証役場・外務省で認証を受けた後、大使館の認証が必要になります

○=要
△=場合により要
×=不要

(五十音順)

国名	大使館 ホームページ	対象年齢	同意書要否		同意書 様式	戸籍謄本各種認証 要否				必要な実費など	必要書類の例 (詳細は必ずご自身で各大使館へご確認ください)
			単独 渡航	片方の 親同伴		戸籍謄本 (要翻訳)	大使館 認証	公証人 認証	外務省 アポスティーユ 証明		
ペリーズ	🏠	16歳未満	○	○	参考様式	×	×	×	×	不要	■16歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 英文渡航同意書(様式形式)が必要です
ベルギー	🏠	18歳未満	○	○	参考様式	△	×	○	○	認証料金(公証役場:11,500円 外務省:無料)、戸籍謄本の翻訳代	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 ※同意書の提示は入国または出国時、また滞在中にもランダムに求められます 1) 両親または同行しない親からの渡航同意書が必要です <作成手順> 1. 渡航同意書は英文で作成する(様式自由)この時点ではサインの記入は不要です 2. 両親または一緒に渡航しない親が公証役場に向き、公証人の前でサインをし、公証人の認証を受けます 3. 地方裁判所に向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受けます 4. 外務省でアポスティーユ認証を受けます 5. 離別や死亡等で両親がサインできない場合、親(親権者)の同意書の他に戸籍謄本が必要です(親権者が明記してあること) ※戸籍謄本はオリジナルに外務省アポスティーユ認証を受け、その後翻訳者により翻訳をします 翻訳者は公証役場に向き、翻訳者のサイン認証、法務局長および外務省のアポスティーユ認証を受けます ※公証役場によって、2~4(公証人・法務局長の認証および外務省アポスティーユ認証)をまとめて受けられるところがあります
ボツワナ	🏠	18歳未満	○	○	指定 (大使館HP)	○	×	○	○	認証料金(公証役場:11,500円)	■18歳未満の方が渡航する場合 ①すべての未成年者 1) 英文の出生証明書のコピー ②片親と同伴の未成年者 1) 英文の出生証明書のコピー 2) 英文の宣誓供述書(同行していない片親が旅行への同意を示すもの) ③ 第3者と同伴若しくは単独の未成年者 1) 英文の出生証明書のコピー 2) 英文の宣誓供述書(同行していない両親が旅行への同意を示すもの) 3) 英文の「親が同伴していない未成年者証明書」(Unaccompanied Minors) ※日本からボツワナへ向かう場合、各文書を作成した後、公証役場で公証手続きを行ってください
ポリビア	🏠	18歳未満	○	○	参考様式	×	×	○	○	認証料金(公証役場:11,500円 外務省:無料)	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 両親または同行しない親からの英文渡航同意書が必要です(様式自由) ※同意書は、公証役場での認証、外務省アポスティーユ認証が必要です
ポルトガル	🏠	18歳未満	○	○	大使館にて 作成	都度 確認	○	×	×	大使館へご確認ください	■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合 1) 両親または同行しない親からの渡航同意書が必要です 同意書は大使館での作成になりますので、詳細は大使館へ直接お問い合わせください 【ポルトガル大使館】 https://toquio.embaixadaportugal.mne.gov.pt/en/consular-affairs/travel-with-minors
南アフリカ	🏠	18歳未満	○	×	指定 (大使館HP)	○	×	×	×	戸籍謄本の翻訳代	■18歳未満の方が単独で渡航する場合 1) 出生証明書原本または写し(英文) ※戸籍抄本原本と英訳を準備してください 2) 両親の英文渡航同意書(当該子の渡航に同意する文書) ※発行から6ヶ月以内 3) 両親の旅券または身分証明書の写し 4) 両親の連絡先詳細 5) 当該子供の受入者からの受入を示す文書(受入者の氏名、連絡先、住所等詳細を記載) 6) 受入者の旅券写し及び外国籍の場合は南アフリカビザ写し

○=要
△=場合により要
×=不要

(五十音順)

2022年6月6日現在

国名	大使館 ホームページ	対象年齢	同意書要否		同意書 様式	戸籍謄本各種認証 要否				必要な実費など	必要書類の例 (詳細は必ずご自身で各大使館へご確認ください)
			単独 渡航	片方の 親同伴		戸籍謄本 (要翻訳)	大使館 認証	公証人 認証	外務省 アポステイユ 証明		
ラトビア	🏠	18歳未満	○	×	参考様式	×	×	○	○	認証料金(公証役場:11,500円 外務省:無料)	<p>■18歳未満の方が単独で渡航する場合</p> <p>1) 両親からの英文渡航同意書(様式自由)</p> <p><作成手順></p> <ol style="list-style-type: none"> 同意書を作成する。この時点ではサインの記入は不要です 両親が公証役場に向き、公証人の前でサインをし、公証人の認証を受ける 地方法務局に向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受ける 外務省でアポステイユ認証を受ける 両親による書類が用意できない場合は、父親または母親いずれか1による同意書を携帯する <p>※公証役場によっては、2~4(公証人・法務局長の認証およびアポステイユ認証)をまとめて受けられるところがあります</p>
リベリア	🏠	18歳未満	×	○	参考様式	○	×	○	○	認証料金(公証役場:11,500円 外務省:無料)、戸籍謄本の翻訳代	<p>■18歳未満の方が片方の親のみ同伴で渡航する場合</p> <p>1) 同行しない親からの英文渡航同意書(様式自由)</p> <p>2) 戸籍謄本の英訳(翻訳会社の翻訳要)</p> <p>※同意書と英訳には、公証役場での認証、外務省アポステイユ認証が必要です</p>
ルーマニア	🏠	18歳未満 (ルーマニア国籍のみ)	△	△	大使館にて作成	×	△	△	×	大使館へご確認ください	<p>■ルーマニア国籍(日本との二重国籍者含む)の18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合</p> <p>1) ルーマニア出国時に親権者からの渡航同意書の提示が義務付けられています。</p> <p>※ルーマニア国外で同意書を作成する場合は、大使館での手続きが必要です(有料)</p> <p>詳細は、渡航者本人から大使館へご確認ください</p>
ルクセンブルク	🏠	18歳未満	都度確認		大使館へご確認ください						<p>■18歳未満の方が片方の親のみ同伴または単独で渡航する場合</p> <p>親からの渡航同意書と戸籍謄本(英訳)等の持参が必要とされておりますが、詳細は大使館へ直接お問い合わせください</p> <p>【ルクセンブルク大使館】https://tokyo.mae.lu/ja.html</p>